

◎不正競争防止法の一部を改正する法

律

(平成二二年四月三〇日法律第三〇号)

一、提案理由(平成二二年四月二日・参議院経済産業委員会)

○国務大臣(二階俊博君) 不正競争防止法の一部を改正する法律案及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明を申し上げます。

まず、不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

我が国経済が知識集約型へと移行する中で、事業者の経験や知恵の結晶である技術やノウハウ等の営業秘密は、企業の競争力の源泉であり、ますますその保護の重要性が高まっております。

これまで、我が国においては、本法の改正によって、営業秘密の保護を段階的に強化してきました。しかしながら、現在のグローバル化や情報化の進展により、営業秘密の侵害行為が格段に容易になり、企業は瞬時にして致命的な損害を被る可能性に直面しております。その結果、営利や企業への嫌がらせを目

的とした営業秘密の開示行為や、従業員による機密情報の不正な持ち出しなど、現行制度では取り締まることのできない営業秘密の流出事案が相次いでおります。

こうした状況を踏まえ、営業秘密の保護範囲を拡大し、事業者が保有する技術情報等のうち競争上重要なものの流出を防止することにより、事業者間の公正な競争を確保し、我が国の産業競争力を維持・強化するべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、営業秘密侵害罪が成立するために必要とされる目的について、その内容を拡大します。これまで「不正の競争の目的」のものに限定していたものを変更し、営利目的や加害目的をもつてなされた行為も処罰の対象に含めます。

第二に、任務違反による営業秘密の不正な入手法についても刑事罰を導入します。営業秘密を管理する者が、任務に違反して営業秘密が記録されている媒体を横領したり、無断で複製したりする行為などを新たに刑事罰の対象とします。

.....(略).....

以上が両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、参議院経済産業委員長報告(平成二十一年四月一〇日)

○櫻井充君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、不正競争防止法の一部を改正する法律案は、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るための措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、下請企業の保有する営業秘密の元請企業による侵害の防止策、営業秘密侵害罪の構成要件拡大が従業者の業務遂行に与える萎縮効果の回避策、営業秘密侵害罪に係る刑事裁判手続における裁判公開原則の見直しの必要性、安全保障貿易にかかわる貨物の輸出等に関する規制強化が輸出企業の事業活動に与える影響、大学・研究機関等による技術流出の防止策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

不正競争防止法の一部を改正する法律

○附帯決議(平成二十一年四月九日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 営業秘密侵害罪における構成要件の拡大が、従業者に対して過度の萎縮効果を与えることがないよう、刑事罰の対象となり得る行為類型を営業秘密管理指針等において具体的に明示するとともに、企業における営業秘密の取扱い等に関しては従業者との認識の共有化が重要であることにかんがみ、営業秘密の適正な管理や従業者による理解の促進を図るよう、労使協議の促進等、事業者へ周知徹底するための措置を講じること。

また、今回の改正が、公益通報者保護制度等による従業者の権利や労働組合等の活動に対する不当な制限とならないようにする観点から、十分な検証を行い、必要があれば見直しを行うこと。

二 下請企業が保有する営業秘密に対する元請企業による侵害については、下請企業がその後の取引関係を考慮して、訴訟を提起せず、結局は問題を解決できない事態が生じていることにかんがみ、下請企業の営業秘密侵害の防止の在り方について早急な検討を行い、適正な措置を講じること。

三 刑事訴訟手続きにおける営業秘密の取扱いについては、憲法第八十二条が規定する裁判の公開が被害企業における告訴をちゅうちょさせている実態にかんがみ、当該規定の趣旨及び要請に十分配慮しつつ、営業秘密の実効的な保護強化を図るため、諸外国の法制も勘案しながら、適正な法的措置を講じること。

右決議する。

三、衆議院経済産業委員長報告（平成二十二年四月二日）

○東順治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、不正競争防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大にかんがみ、事業者間の公正な競争を確保する観点から、技術やノウハウ等の営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

両案は、参議院先議に係るもので、四月十四日本委員会に付

託され、翌十五日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十七日質疑を終了いたしました。質疑終局後、両案につき採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、不正競争防止法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十二年四月一七日）

経済のグローバル化の進展に伴い、技術やノウハウ等の知的資産の価値がかつてなく高まる中、企業の競争力の源泉である営業秘密が適正に保護される必要性が高まっていることにかんがみ、政府は、本法施行において、以下の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 営業秘密侵害に対する刑事罰の強化に当たっては、その趣旨に関し、事業者、労働者双方に周知徹底を図るとともに、労働者の間に疑念や過度の萎縮が生じることのないよう、労働者の正当な行為や日常業務が処罰対象とならないことを指針等により明確に示すこと。また、企業内における営業秘密の取扱いについて、労使間の協議等により理解の促進を図られるよう努めること。さらに、今後の技術進歩や経済社会情

勢の変化等を踏まえ、営業秘密の定義や保護の在り方について十分な検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

二 国民生活の安心や安全を損なうような事件が次々と明らかとなる中で、労働者等による公益通報の重要性が増していることにかんがみ、公益通報者保護制度の趣旨を勘案しつつ、必要に応じて柔軟な法の運用に努めること。

三 中小企業や下請事業者の技術力が我が国産業の強みであることを踏まえ、これらの者の保有する営業秘密が不当に流出することのないよう、中小企業の実態に即した適切な措置を講じること。また、元請企業等の有力な取引先による営業秘密侵害に対しては、厳正に対処すること。

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴を躊躇していると見られることにかんがみ、関係各省庁間において、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に検討を進め、適切な法的措置を講じること。